

様式2

受給資格認定申請者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給開始年月

通し番号	生徒氏名	生年月日	支給限度期間 (月数)	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算 の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備考
計	名						円	円	円		

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「支給限度期間（月数）」の欄は、36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制及び専修学校の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）からこれまでの在学期間を除いた期間を月数で記入すること。
- 5 「授業料額（月額）」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）
- 6 「授業料減免額（月額）」の欄は、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）
 （例：授業料減免額（年額）が31,000円の場合、授業料減免額（月額）は2,583円となる。）
- 7 「所得制限・加算の区分」の欄は、市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 8 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式 2

受給資格認定申請者一覧 (1単位あたりの授業料を徴収する場合)

国公私	学校種・課程等	支給開始年月																
学校名																		
通し番号	生徒氏名	生年月日	支給限度期間(月数)	支給限度単位	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額(月額)【a】	授業料減免額(月額)【b】	授業料実額(月額)【A(=a-b)】	支給限度額(月額)【B】	所得制限・加算の区分	支給額(月額)【C】	加算額(月額)	総支給額(月額)	所得確認期間	備考	
計	名												円	円	円			

- (注)
- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
 - 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1~3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程)昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程)夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程)通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
 - 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
 - 「支給限度期間(月数)」は、36月(高等学校・中等教育学校の定時制・通信制及び専修学校の夜間等学科・通信制学科の場合は48月)からこれまでの在学期間を除いた残りの支給期間を月数で記入すること。
 - 「授業料額(月額)【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、[1単位あたり授業料額÷履修期間×履修単位数]となる。
 - 「授業料減免額(月額)【b】」とは、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額)をいう。
 - 「授業料実額(月額)【A】」の欄は、「授業料額(月額)【a】」から学校設置者による「授業料減免額(月額)【b】」を引いた額を記入すること。
 - 「支給限度額【B】」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支給限度額=4,812円÷履修期間×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限(30単位)及び在学期間中の支給対象単位数の上限(74単位)を超えない単位数で計算すること。
 - 「所得制限・加算の区分」の欄は、市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
 - 「支給額【C】」の欄は、「支給限度額【B】」と「授業料実額(月額)【A】」を比較し、いずれか低い方の額となる。
 - 「授業料額(月額)【a】」、「授業料減免額(月額)【b】」、「支給限度額【B】」については、1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
 - 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式 6

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、大阪府知事より下記のとおり認定されましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格について、次のとおり認定されました。

1 認定番号	15-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
6 高等学校等就学支援金支給者	大阪府
7 認定年月	平成27年4月

あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

上記内容は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の規定により、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

大阪府府民文化部私学・大学課高等学校等就学支援金担当
電話 06-6941-0351（内線4856）

様式 7

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、大阪府知事より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

なお、本通知結果に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に文部科学大臣に対して、審査請求をすることができます。申立先は、下記の通りです。

郵便番号 100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 03(6734)3176

様式 12

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園
理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について、大阪府知事より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号 | 15-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者 | 文科 太郎 |
| 3 在籍高等学校等の名称 | 〇〇高等学校 |
| 4 学校種・課程等の別 | 高等学校（〇〇制） |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 学校法人 〇〇学園 |
| 6 高等学校等就学支援金支給者 | 大阪府 |
| 7 受給資格消滅理由 | 転学による |
| 8 入学年月 | 平成〇年〇月 |
| 9 残支給期間 | 〇月 |
| 10 残支給単位（必要に応じて） | 〇単位 |
| 11 受給資格消滅時の適用制度 | 新制度（平成26年4月改正後） |

様式 13

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園
理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格について、大阪府知事より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に定める所得制限に係る要件に該当することとなったため、平成 年 月～平成 年 月分の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。

なお、平成 年7月分以降の高等学校等就学支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、平成 年7月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

1 認定番号	15-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
6 高等学校等就学支援金支給者	大阪府

収入状況届出者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給開始年月

認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加 算の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
計	名				円	円	円		

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）
 （例：授業料減免額（年額）が31,000円の場合、授業料減免額（月額）は2,583円となる。）
- 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「差止」を、市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

収入状況届出者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

国公私	学校種・課程等			支給開始年月										
学校名														
認定番号	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額(月額)【a】	授業料減免額(月額)【b】	授業料実額(月額)【A(=a-b)】	支給限度額(月額)【B】	所得制限・加算の区分	支給額(月額)【C】	加算額(月額)	総支給額(月額)	所得確認期間	備考
計	名									円	円	円		

- (注)
- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
 - 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
 - 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
 - 「授業料額(月額)【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、[1単位あたり授業料額÷履修期間×履修単位数]となる。
 - 「授業料減免額(月額)【b】」とは、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。
 - 「授業料実額(月額)【A】」の欄は、「授業料額(月額)【a】」から学校設置者による「授業料減免額(月額)【b】」を引いた額を記入すること。
 - 「支給限度額【B】」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支給限度額=4,812円÷履修期間×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限（30単位）及び在学期間中の支給対象単位数の上限（74単位）を超えない単位数で計算すること。
 - 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「差止」を、市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
 - 「支給額【C】」の欄は、「支給限度額【B】」と「授業料実額(月額)【A】」を比較し、いずれか低い方の額となる。
 - 「授業料額(月額)【a】」、「授業料減免額(月額)【b】」、「支給限度額【B】」については、1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
 - 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式 2 4

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて、大阪府知事より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

正当な理由がなく保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等就学支援金の支払が一時差し止められることとなりました。

1 認定番号	15-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
6 支払が差し止められる就学支援金の支給月	平成〇年 7 月 ～ 平成〇年 6 月

なお、本通知結果に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に文部科学大臣に対して、審査請求をすることができます。申立先は、下記のとおりです。

郵便番号 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 03(6734)3176

様式 28

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支給の停止について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第10条第3項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

1 認定番号	14-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
6 支給期間	平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月
7 支給停止期日	平成〇年〇月

大阪府府民文化部私学・大学課高等学校等就学支援金担当
電話 06-6941-0351（内線4856）

様式 3 2

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支給の再開について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第10条第3項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号 | 14-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者 | 文科 太郎 |
| 3 在籍高等学校等の名称 | 〇〇高等学校 |
| 4 学校種・課程等の別 | 高等学校（〇〇制） |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 学校法人 〇〇学園 |
| 6 支給期間 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 |
| 7 支給停止期日 | 平成〇年〇月 |
| 8 支給再開期日 | 平成〇年〇月 |

大阪府府民文化部私学・大学課高等学校等就学支援金担当
電話 06-6941-0351（内線4856）

様式 5 1

文 書 番 号
平成 年 月 日

学校名
受給権者 殿

学校設置者 印

平成27年度高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書

平成27年度高等学校等就学支援金については、大阪府知事より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 支給決定額 29,700 円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
9,900	9,900	9,900			
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

3 学校の設置者 学校法人〇〇学園
(代理受領者)

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。

この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 今年度の7～3月分までの支給が決定しており、翌年度4月以降も受給権者である場合は、翌年度の4～6月分についても支給を受けることができます。

様式54

文 書 番 号
平成 年 月 日

学校名
受給権者 殿

学校設置者 印

平成27年度高等学校等就学支援金変更支給決定（支給予定）通知書

平成 年 月 日付け 第 号で支給決定した平成27年度高等学校等就学支援金については、大阪府知事より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 既支給決定額 _____ 円

2 変更支給決定額 _____ 円

3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900

4 学校の設置者 _____ 学校法人〇〇学園
(代理受領者)

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 今年度の7～3月分までの支給が決定しており、翌年度4月以降も受給権者である場合は、翌年度の4～6月分についても支給を受けることができます。